

ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱

平成元年2月9日	制定
平成2年9月27日	改正
平成15年6月5日	改正
平成19年3月29日	改正
平成29年3月30日	改正
平成31年1月21日	改正
令和2年4月23日	改正

(目的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場における農薬及び着色剤（以下「農薬等」という。）の安全かつ適正な使用等の確保並びに農薬等の使用に伴う周辺環境の汚染の防止を図るために必要な事項を定め、もって農薬等による被害を防止するとともに、良好な環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「農薬」とは、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）

第2条に規定する農薬をいう。

2 この要綱において「事業者」とは、県内に開設されたゴルフ場を経営している者（ゴルフ場の造成工事の発注者を含む。）をいう。

(農薬の購入)

第3条 事業者は、農薬を使用するときは、法第3条又は第34条の規定による登録を受けた農薬を、法第17条の規定による届出を行った販売者から購入するものとする。

(農薬の適正使用)

第4条 事業者は、農薬の使用を必要最小限にとどめるよう努め、農薬を使用するときは、法第16条に規定する適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項その他の農薬表示事項を遵守するものとする。

(被害防止対策の徹底)

第5条 事業者は、農薬等を使用するときは、気象、地形、周辺の利水状況等の環境条件を考慮し、ゴルフ場の利用者、従業員、周辺住民、農薬等散布従事者、周辺河川等に対する十分な被害防止対策を講ずるものとする。

(農薬等の保管)

第6条 事業者は、農薬等の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するため、施錠できる保管庫を設置するなど農薬等を適正に保管するものとする。

(農薬等取扱責任者)

第7条 事業者は、農薬等取扱責任者を置き、農薬等の安全かつ適正な使用及び適正な保管に当たらせるものとする。

2 事業者は、農薬等取扱責任者を置いたときは、30日以内にその氏名等を知事及びゴルフ場が所在する市町村の長に報告するものとする。報告した事項に変更を生じたときも、同様とする。

(農薬適正使用研修会等)

第8条 事業者は、農薬等取扱責任者その他農薬の使用に携わる者を、知事が行う農薬適正使用研修会等に参加させるものとする。

2 知事は、事業者に対し、農薬の安全かつ適正な使用に係る情報の提供に努めるものとする。

(農薬等取扱規程)

第9条 事業者は、第3条から第14条までの規定により事業者が遵守すべき事項を含む農薬等の取扱いに関する規程（以下この条において「農薬等取扱規程」という。）を定め、速やかに知事及びゴルフ場が所在する市町村の長に報告するものとする。農薬等取扱規程を変更したときも、同様とする。

(農薬等の使用実績の報告等)

第10条 事業者は、毎年4月15日までに、前年度の農薬等の使用実績を知事及びゴルフ場が所在する市町村の長に報告するものとする。

2 事業者は、農薬等受払簿及び農薬等使用記録簿を備え付け、農薬等の購入又は使用の都度その状況を記録し、3年間保存するものとする。

(防除等の委託)

第11条 事業者は、防除等を委託した場合には、前条第2項の規定を防除等を受託した者に遵守させるものとする。

(水質監視等)

第12条 事業者は、ゴルフ場の調節池等に魚類を飼育すること等により水質を常時監視するほか、ゴルフ場からの排水(以下「排水」という。)等の色及び臭気並びに周辺動植物の異常の有無について常に注意を払うものとする。

2 事業者は、前項の水質監視等の結果、異常が認められたとき又は農薬の流出その他の事由により異常が生ずる恐れがあるときは、直ちに、ゴルフ場の所在地を管轄する地域振興局長及びゴルフ場が所在する市町村の長に連絡するとともに、その原因について調査し環境保全対策に努めるものとする。

3 知事は、前項の連絡があつたときは、当該事業者に対し、被害を防止するため必要な措置を採るよう指導するものとする。

(排水中の農薬濃度)

第13条 事業者は、排水がゴルフ場の区域から場外の水域に流出する地点において、排水中の農薬の濃度が、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物被害の防止に係る指導指針(令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知)の定める指針値(以下「指針値」という。)を超える排水を排出しないものとする。

(水質測定)

第14条 事業者は、排水口その他の農薬の流出実態を適切に把握できると認められる地点(以下「排水口等」という。)において、知事が別に定める指針に基づき、農薬の濃度について水質の測定を行うものとする。

2 事業者は、前年度における前項の測定の結果を、毎年4月15日までに、知事及びゴルフ場が所在する市町村の長に報告するものとする。

3 事業者は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定により測定した農薬の濃度が指針値を超えたときは、直ちに、その旨をゴルフ場の所在地を管轄する地域振興局長及びゴルフ場が所在する市町村の長に連絡するとともに、当該農薬の使用の中止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(改善指導)

第15条 知事は、排水口等における排水中の農薬の濃度が指針値を超えたとき又はゴルフ場に近接した取水施設を有する水道若しくは飲用井戸の原水若しくは給水栓水中の農薬の濃度が、水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について(平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知)で定めた農薬類(水質管理目標設定項目)の対象農薬リストの目標値を超えたときは、当該ゴルフ場の事業者に対し、当該農薬の使用の中止その他の必要な措置を採るよう指導するものとする。

(報告の徴収等)

第16条 知事は、ゴルフ場の周辺環境の汚染の防止のため必要があると認めるときは、事業者に対して、農薬等の使用状況その他の必要な事項について報告を求め、又はその職員に当該ゴルフ場の立入調査を実施させることがある。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告等)

第17条 知事は、事業者が次の各号の一に該当するときは、当該事業者に対し、必要な措置を採るべきことを勧告することがある。

(1) 第3条の規定に違反して農薬を購入したとき。

(2) 第10条第1項若しくは第14条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 第12条第3項又は第15条の規定による知事の指導に従わないとき。

2 知事は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することがある。

(上乗せ値の設定)

第18条 知事は、ゴルフ場の立地状況、下流の利水状況等から判断して、指針値によつては周辺環境の保全を図るために十分でない認められる特定の地域又はゴルフ場について、指針値に代えて適用すべき値を設定することがある。

(市町村長との連携)

第19条 知事及び市町村長は、必要に応じ農薬等に関する資料を相互に提供するものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。